

第1章 業務の内容に関する事項

1 目的

大阪市の外郭団体である社会福祉法人大阪社会医療センターが設置・運営する大阪社会医療センター付属病院において、日常的及び定期的な清掃業務を実施することにより、病院を利用する方々に対し、常に清潔で衛生的な環境を提供できる体制を整備するとともに、建築物の各部材及び設備等の劣化を抑制し、その更新時期の延伸に資することを目的とする。

2 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

3 事業規模（契約上限額）

金 50,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 履行場所

大阪社会医療センター付属病院（大阪市西成区萩之茶屋 1-11-6）

6 費用負担

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、仕様書に特に定めるもの以外は、契約金額に含まれるものとし、本センターは、契約金額以外の費用を負担しない。

第2章 契約に関する事項

1 契約の方法

本センターの規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本センターと協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、入札参加停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、損害賠償請求を行うことがある。

2 委託料の支払い

業務完了後、本センターの検査に合格した場合には、事業者の請求に基づき、委託料を支払うものとする。なお、委託料の請求は月 1 回を超えない範囲で行うことができるものとし、支払条件は月末締め、翌月末払いとする。

3 契約書案

別紙参照

4 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第3章 応募に関する事項

1 応募資格等

次に掲げる条件のすべてを満たしていることとする。

- (1) 公告日において、令和7・8・9年度大阪市物品供給等・業務委託入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要領（令和7年10月31日施行）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされておらず、かつ契約を履行することが困難と認められる状態でないこと。
- (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (7) 企画提案書等の提出日までの間に、大阪府内において病床数50床以上の病院清掃業務を受託した実績を有すること。
- (8) 医療法施行規則第9条の15に規定する基準を満たし、医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定を取得していること。
- (9) 市町村税及び本店所在地の都道府県税（事業税）に未納がないこと。

2 スケジュール

①公募開始	令和8年2月4日（水）
②質問事項の受付期間	令和8年2月4日（水）～令和8年2月10日（火）
③質問回答書の公表	令和8年2月16日（月）
④参加申出及び書類の提出	令和8年2月17日（火）～令和8年2月24日（火）
⑤プレゼンテーション及び審査	令和8年3月4日（水）
⑥選定結果の通知	令和8年3月11日（水）

3 関係書類の配布

(1) 配布期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月24日（火）

(2) 配布方法

[社会福祉法人大阪社会医療センター（公式ホームページ）](#)からダウンロード可能

4 質問について

(1) 受付方法

質問がある場合は、令和8年2月4日（水）～令和8年2月10日（火）午後5時までに様式1「質問票」をEメール（osmc-soumu@aria.ocn.ne.jp）で総務課あてに提出すること。

※ 件名に【大阪社会医療センター付属病院 清掃業務委託に係る公募型プロポーザル質問】と明記し、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。なお、締切以降の質問は一切受け付けない。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年2月16日（月）に[社会福祉法人大阪社会医療センター（公式ホームページ）](#)に掲載する。

5 参加申出及び書類提出

(1) 参加申出及び提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和8年2月24日（火）午後5時までに、次に掲げる書類の紙媒体（A4判）及び電子媒体を提出すること。なお、電子媒体はDVD-R 1枚とする。提出先は総務課とし、簡易書留郵便により提出すること。

①公募型プロポーザル参加申出書兼誓約書（様式2）

②会社概要書（様式3）

③業務実績証明書（様式4）

※業務内容が分かる書類の写しを添付すること

④従業員実績調書（様式5）

⑤医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定書の写し

⑥提案見積書（様式6）

⑦企画提案書

※企画提案書作成要領を確認のうえ作成すること

(2) 参加辞退

参加申出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を総務課へ提出すること。

第4章 選定に関する事項

1 審査・選定

(1) プレゼンテーションの実施方法

参加者は、提出済みの企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

①企画提案書及び提案見積書を4部持参すること。

②各参加者20分（質疑応答を含む）で実施する。

③参加人数は2名以内とする。なお、説明時のプロジェクター等の使用は可とする。

(2) 評価基準

評価内容	評価の視点	配点
施設理解	施設の特性を踏まえた理解が示されているか	20
付加価値の提案	品質向上・効率化等についての付加価値提案があるか	40
実行可能性	具体的手順・スケジュールが示されているか	20
運用体制	人員配置、品質管理、教育・研修、緊急対応等が適切か	20
合計		100

(3) 審査・選定方法

- ① 審査は選定委員会において実施し、提出された書類（提案書、提案見積書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査の上、総合得点が最も高い事業者を選定するものとする。ただし、全委員の平均点が 60 点に満たない場合は、選定の対象としない。
- ② 企画提案者が 1 団体のみであった場合においても、選定委員会において提案内容を審査し、その適否を判断するものとする。
- ③ 選定結果については、全参加者に対して電子メールにより通知する。なお、採点結果及び評価基準に関する問い合わせには一切応じないものとする。

(4) 留意事項

- ① 企画提案に要する費用一切は、参加者の負担とする。
- ② すべての提出書類は返却しない。
- ③ 期限後の書類提出、差替え等は認めない。（ただし、本センターより軽微な修正指示を行う場合を除く）
- ④ プrezentationを欠席した場合は、選定から除外する。
- ⑤ 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本センターと協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ⑥ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

第5章 その他

1 提出先、問合せ先

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 11 番 6 号
社会福祉法人大阪社会医療センター
大阪社会医療センター付属病院総務課
電話：06-6649-0321 ガイダンス後④番